

別紙1（特定JV運用基準）

特定JV運用基準

総務・経理本部長は、工事の競争契約において、契約責任者が特定JVを募集する場合の運用基準を、次のとおり定める。

第1 構成員の数

特定JVの構成員（以下「構成員」という。）の数は、原則として2者又は3者とする。ただし、別に総務・経理本部長と協議したうえで、構成員を4者以上とする特定JVを募集することができる。

第2 組合せ

構成員の組合せは、契約事務処理要領15条1項（一般競争入札）又は31条1項（条件付一般競争入札）に定める「選定表（別表1）」に基づくものとする。ただし、異工種工事については、別に定めがある場合のほか、別に総務・経理本部長と協議したうえで、「選定表（別表1）」に定めのない組合せにより募集することができる。

第3 構成員の要件

(1) 営業年数

構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上なければならない。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができる。

(2) 施工実績

構成員は、当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績を有していなければならない。

(3) 監理技術者又は主任技術者

構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができなければならない。

(4) 出資比率条件

構成員の出資比率は、原則として均等割の10分の6以上でなければならない。

(5) 代表者要件

共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は次の要件を満たす者でなければならない。

- ① 代表者は、「競争参加資格の区分又は等級区分」（以下「区分」という。）が異なる者の間では上位区分の者とし、区分が同一の者の間では構成員において決定された者とする。
- ② 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。（代表者の出資比率を上回る他の構成員が存在しなければよく、例えば、代表者と同じ出資比率の構成員が存在しても構わない。）

第4 構成員の補充等

特定JVの構成員の一部について、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは破産法に基づく破産手続開始の申立て又はNEXCO東日本から競争参加資格停止措置がなされた場合（再生手続開始又は更生手続開始の決定後、別に定める要領に基づ

く競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。以下「再生手続開始の申立て等がなされた場合」という。) の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出後、特定 JV の構成員の一部について、再生手続開始の申立て等がなされた場合には、構成員を補充したうえで、新たに特定 JV を結成し、競争参加資格確認申請を行うことができる。
- (2) (1) にかかわらず、残余の構成員が 2 者以上である場合においては、当該 2 者以上の構成員が新たに特定 JV を結成することにより、競争参加資格確認申請を行うことができる。
- (3) 特定 JV により行う競争に単体有資格業者の参加を認める旨を入札公告（説明書）において定めている場合においては、(1) 及び (2) にかかわらず、構成員を補充せず、残余の構成員が単独で競争参加資格確認申請を行うことができる。
- (4) (1) から (3) までの競争参加資格確認申請があることをもって、入札公告（説明書）に定める入札及び開札の日時の変更は行わない。
- (5) (1) から (3) までに定める競争参加資格確認申請の期限は、次のとおりとする。
 - ① 自動落札方式の場合
開札の時より前であれば、入札公告（説明書）に定める期限にかかわらず、申請を行うことができるものとする。
 - ② 総合評価落札方式の場合
原則として、入札公告（説明書）に定める技術提案書の提出期限までとする。ただし、技術提案の改善を行う場合は、入札公告（説明書）に定める改善技術提案書の提出期限までとする。